

改正

平成24年3月30日告示第40号

平成25年3月14日告示第7号

平成27年3月31日告示第28号

平成28年3月31日告示第53号

上天草市有料広告事業基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市有資産を広告媒体として有効活用を図ることにより、各事業の運営経費に充当するなどの積極的な財源創出による行政経営、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与するため、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報とし、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 各種の主義主張

- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は別に定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第4条 広告媒体の種類は、新たに市有資産の有効活用を図ることができ、かつ、有料広告を掲載することにより当該市有資産の本来の目的を損なうおそれがないものとし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公用車両
- (2) 広報「上天草」
- (3) ホームページ
- (4) 封筒
- (5) ごみ袋
- (6) 市の施設
- (7) その他広告媒体として活用できる資産

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、当該広告媒体ごとに各所管課等の長が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに掲載等に係る予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、各所管課等の長が実施要領等により別に定める。

(広告審査委員会)

第7条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、上天草市有料広告事業審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会は、総務課長、企画政策課長、農林水産課長、監理課長、観光おもてなし課長、社会教育課長、財政課長、生活環境課長、建設課長、福祉課長をもって組織する。
- 3 審査会の委員長には総務課長を、副委員長には企画政策課長をもってあてる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、広告の内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 会議は委員長が議長となる。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体の所管課等の長を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第40号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日告示第7号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第28号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第53号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。